

**第 6 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 9 月 2 5 日

川薩地区法定合併協議会

第6回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年9月25日(木)
開催場所 いこいの村いむた池(祁答院町)
開 会 午後2時
閉 会 午後4時54分
出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	田 島 忠 志	吹 田 紘 男	森 園 正 堂
	北 迫 茂	和 田 国 昭	古 里 貞 義
	山 元 温 治	田 原 八 児 工	今 村 松 男
	安 田 文 仁	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎
	中 能 重 行	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫
	西 仙 可	石 原 弘 子	町 弘 道
	中 川 三 継	西 手 正 孝	宮 和 勇
	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上53名

顧 問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 福 元 忠 一

以上 1名

専門部会長等 福 留 久 根
村 尾 光 政
本 田 憲 證
桑 原 道 男

平 敏 孝
新 武 博
上 戸 健 次

岩 下 晃 治
岩 下 満 志
木 原 研 一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春

奥 平 幸 己

井手上 和 洋

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

平 利 朗

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

大 毛 昭 徳

久 米 道 秋

古 川 太 司

山 内 拓 也

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

- 議案第16号 新市名称の決定方法について
- 議案第17号 新市まちづくり計画原案について
- 議案第18号 合併協定項目名の変更について
- 議案第19号 使用料、手数料等の取扱いについて
- 議案第20号 公共的団体等の取扱いについて
- 議案第21号 上・下水道事業について
- 議案第22号 地方税の取扱いについて
- 議案第23号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 議案第24号 障害者福祉事業について
- 議案第25号 高齢者福祉事業について

(2) 提案事項

- 提案第14号 事務組織及び機構の取扱いについて(追加)
- 提案第15号 国民健康保険事業の取扱いについて(追加)
- 提案第23号 慣行の取扱いについて
- 提案第24号 男女共同参画事業について
- 提案第25号 広報広聴関係事業について
- 提案第26号 情報公開制度について

(2) 報告事項

- 新市名称等検討小委員会の報告について
- 事務の進捗状況について
- 9 専門部会の進捗状況について
- 一部事務組合について

(3) その他

- 次回協議会の開催等について
- 合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)
- 合併協定項目(46項目)の協議状況

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

資料でございますが、資料 1、協議会会次第。資料 2、協議会資料。資料 3、計画原案
広聴会資料。資料 4、補助金、交付金の取扱い参考資料。資料 5、国民健康保険税の取扱
い参考資料、でございます。

それでは、ただいまから第 6 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

暑さ寒さも彼岸までと言われますが、朝夕、だいぶ涼しくなってきました。緑の秋
を迎えているところであります。

本日は第 6 回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方
には大変ご多用中にも関わりませず、万障お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にあり
がとうございました。

ところで、新市まちづくり計画原案につきましては、これまで 8 月の中旬から 9 月の中
旬にかけて、52 会場それぞれ説明をいたしてまいったところでございます。約 1 ヶ
月間に渡りまして、2,600 数十名の住民の皆様方が、新市のまちづくり計画原案につつま
して、お話を聞いていただきました。また、合併に対しますいろんなご質問等もたくさん
いただいたところでございます。

なお、この説明会に当たりまして、関係市町村長さん、あるいは議会の議長さん方、委
員の皆様方、それぞれの会場にお出かけいただきまして、いろいろとご協力をいただきま
したことに對しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

新市まちづくり計画につきましては、本日の審議の中でご紹介を申し上げますが、広聴
会会場で出ましたたくさんの意見につきましては、また、委員の皆様方のご意見等もまた
参考にしながら、これから計画書を、正式なものを作り上げてまいりたいと考えていると
ころであります。

いずれにいたしましても、合併したら、おらが町は、おらが村はどうなるのかと、こう
いう切実な住民の皆さん方のご意見、歴史的な伝統のある文化、あるいは文化財、民俗芸
能、その他慣習等について、どのように変わっていくのか、どのようにまた地域の活性化
が図られていくのか、非常に真剣にいろんなご意見が出されているところであります。

あくまでも地方自治という立場から、地域の住民の皆さん方が自発的に自立的に、自分
達の地域は自分達で自治組織を作りながら、コミュニティセンター等を通じて、その地域
地域が沈滞化しないように、いろいろと配慮していかなければならないと考えていると
ころであります。

今日はそういう意味におきまして、後ほどご説明申し上げますので、委員の皆様方におかれましては、積極的なまたご意見を開陳していただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

それから合併の協定項目の審議が、今、逐一なされているわけですが、この12月ごろまでに、いろんな46項目に関わる基本的な協議項目につきましては、一通りの協議を終えまして、来年1月からは、また、地域の地元の住民の皆様方に出向きまして、いろいろとご説明を申し上げることにいたしているわけでございます。

また、約1ヶ月をかけまして、新市名称の公募をいたしておりますが、本日、25日をもちまして締めくくりをいたすことにいたしているところであります。

後ほど事務局のほうからも報告があろうかと思いますが、かなりの新市名称の公募があったようでございますので、これらも含めまして、これから皆様方と一緒に、また、新市名称等小委員会の会長さんを中心に、いろいろと協議を進めていただきまして、正式にはこの協議会の中で決定をしていくことになるわけでございますので、どうかひとつ、いろんな事務事業が大変輻輳してまいります。それぞれの9つの市町村職員、担当職員を中心といたしました9つの専門部会、そしてまた助役を中心とする幹事会、あるいはまた時には助役会を開きながら、いろいろとこの協議会に提案いたします議案等につきましては、協議をしながら、ここに持ち上げてきているところでございます。

なお、足らざるところはたくさんあろうかと思いますが、委員の皆様方の積極的なひとつご意見、ご教示、ご示唆を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

新聞紙上等を拝見いたしますというと、この地区協議会が、法定協議会が形骸化して、本協議会のみならずでございますが、いろいろと意見があまり出ないのではないかと、事務局の一方的な説明で終わって合併を進めていくような会になっていないかというような、いろんな記者の方々から見た感想もあるようでございます。

どうかひとつ、皆様方の積極的なご発言をよろしくお願いを申し上げ、活発な合併に関わる討論、論議をしていただきますように、会長のほうからもお願いを申し上げる次第でございます。

終わりにあたりまして、本日、顧問としてご出席をいただいております川内総務事務所の馬場所長さんには、毎回ご出席をいただきまして、大所高所からご示唆を賜りますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。どうか今日もよろしくお願いを申し上げます。

ではひとつ、これから会議に入りますが、よろしくご意見申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 52 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それから協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へお願いを申し上げます。今、お手元にお配りしてございます傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

また、携帯電話をお持ちの方々は、電源を切られるか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を名乗ってから発言をしていただきますように、お願いをいたします。

では早速、議事に入らせていただきます。

まず議案第 16 号、新市名称の決定方法についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

ただいま議長のほうから議案の説明指示を受けましたが、まず本日の会次第、会の流れを説明いたしますので、資料 2 の 1 ページをお開き下さい。資料 2 の 1 ページが本日の会次第でございます。

ただいま議長から説明指示がございましたのは、3 の議事、(1) の議案審議でございます。議案審議の第 1 点目、議案第 16 号、新市名称の決定方法についてでございます、これは間もなく 5 ページのほうで説明いたします。

ご覧のとおり、本日の議案審議は延べ 10 件でございますけれども、その中で議案第 19 号から 21 号につきましては、約 2 ヶ月前の 7 月 24 日提案の A 群 3 件でございます。また、引き続き議案第 22 号から第 25 号までにつきましては、8 月 12 日提案の B 群 4 件でございます。(2) が提案事項でございますが、本日は追加の説明資料を含めまして 6 件をお持ち帰りいただきます。(3) が報告事項の 4 件になっております。

それでは資料の 5 ページをお開き下さい。

議案第 16 号、新市名称の決定方法について。

川薩地区法定合併協議会における新市名称の決定方法につきまして、別紙のとおり定める。別紙の内容について、ご提案いたします。

開けていただきまして6ページをお願いいたします。

6ページが新市名称決定方法の案でございますが、まず一通りの流れを説明いたします。

これまでも説明した経緯はございますが、まず(1)にございますように、小委員会の委員18名の皆様が、応募のあったすべての一覧表から、各人20点程度の絞り込みを行っていただきます。

そして(2)が、10月14日に事務局のほうで、上位30点程度を提出いたします。そして、その30点程度をもとに、小委員の皆様が20点程度まで絞り込むわけでございます。

(3)にございますように、小委員会で絞り込まれました20点程度を、10月24日の法定協議会に中間報告として報告いたします。

(4)が、この20点程度につきまして、11月の4日と17日の2回、20点程度から5点程度まで絞り込む作業を行っていただきます。

ここまでが小委員会の18名の皆様の任務、仕事になります。

なお、この小委員会の過程では、田中委員長のほうも採決権を持たれるということで、委員全員が合意しております。

そして(5)からが、11月16日の法定協につきまして、5点程度を提案する予定でございます。

そして(6)が、第11回協議会、12月24日の新市名称候補の1点の決定になるわけでございます。

それで、この(5)から(6)に移ります5点から1点に絞り込むやり方について、皆様にお諮りいたします。

6ページの下段のほうに四角囲みがございますが、にございますように、第11回協議会、12月24日で新市名称候補1点を決定する方法ということでございます。

まず一番最初でございますように、第10回協議会、11月26日で提案された5点程度を持ち帰り、各市町村での協議をお願いいたします。

そしてその次に、各市町村で協議された結果を第11回協議会、12月24日に報告をお願いいたします。この時点で9市町村が同じ名称でございましたら、その法定協におきまして承認・決定をお願いいたします。

3点目にございますように、1市町村でも違う名称が報告されましたら、その取扱いに協議いたしますが、幹事会におきましては、やり方としまして、協議の後、挙手による表決で決定したらということで、ここにご提案しております。

挙手をする場合は、9市町村から報告されました複数案につきまして、委員が1回のみ挙手を行いまして、過半数をとった候補名に決定するというものでございます。

ただし、過半数が獲得されなければ、上位2候補で決戦の挙手の採決を行うものでござ

います。

括弧書きにございますように、挙手を行う場合は、新市名称の絞り込みに限りまして、会長も挙手権を持つこととすることで、幹事会のほうでは合意をしております。

7ページが先進例、合併を実施した例でございますが、上のほうから簡単にご説明いたします。

左のほうが新市名、市町村名でございます。真ん中が決定方法。右上のほうが応募数と名称決定の応募者数のリストでございます。

左上の五島市につきましては、2点目でございますように、5候補につきまして協議で五島市に市名を限定しております。

次の南アルプス市につきましては、3候補につきまして、2点目でございますように投票による決定で、会長を含む全員が投票で決定し、最多得票の南アルプス市に決定しております。

伊賀市につきましては、3候補につきまして投票による決定でございます、最多得票の伊賀市に決定しております。

対馬市につきましては、3候補につきまして挙手による方法で決定しまして、この場合は全員が対馬市に挙手されて決定されております。

西予市につきましては、10候補につきまして投票による決定でございます。これにつきましても投票数上位2位を選定するやり方でございますが、一番下段でございますように、最初の投票で上位2候補が決定し、決戦投票の結果、西予市に決定しております。

それから四国中央市につきましては、5候補につきまして投票による決定でございます、これも同様のやり方で、上位2候補を選んでから、決戦投票の結果、過半数を獲得した四国中央市に決定されております。

この中で、会長の採決権、挙手権がございますが、7ページの下段のほうにございますように、括弧書きにございますが、構成市町村間のバランスをとるために、正副会長も投票を行っているという先進例でございます。

以上で説明いたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま議案第16号、新市名称の決定方法について、ご説明を申し上げました。これから質疑に入ります。どなたからでもご発言を願います。

川畑禮二委員

祁答院の川畑です。

第11回の協議会で、9市町村が同じ名称なら、そのまま承認される。これについて異議はないわけですが、1市町村でも違う名称が報告されたら協議し、その後、挙手による

表決で決定するというふうになっておりますが、先進例等を見ましても、大変この投票のほうが多いわけですね。あえてここを挙手ですというようにお決めになった、その背景と言いますか、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

田中良二事務局長

この採決方法につきましては、幹事会のほうで結果的に2団体から挙手による方法がよろしいという意見がございまして、そのことについて、決め方としては幹事会の異論もございませんでした。

それから先進例もあって、法定協の決するところなんですけれども、法定協の決め方というのは、基本的には議事運営規程にございますように、出席委員の3分の2以上による可とする者の挙手ということがございますので、挙手でも特段、決め方としては異なるものではないと、変わったやり方ではないというふうに考えております。

あくまでも幹事会における合意事項としては、挙手ということがございまして、先進例の中にも1点ございますので、このやり方が事務局としてもいいのではないかという判断をしております。以上でございます。

川畑禮二委員

これは私の個人的な考えですが、この方法については、この小委員会でも検討はしていないわけですね。できたらやっぱり小委員会でも、そのための小委員会ですから、方法についても話し合いをさせ、そして幹事会にかけたり、いろいろ手続きがあるんでしょうけれども、していただきたいということが一つと。

私個人としては、やっぱり投票がいいのではないかと。私みたいに大変気の小さいのがおりますので、人の前ではなかなか手が挙げにくいんです。ですから、やはり公正を期する、これはもう極めて大事なことなんです。合併全体に関わることだと思います、この新市名はですね。ですから、できましたら私は投票にさせていただければありがたい。しかし、これは個人的な考え方でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

田中良二事務局長

まず小委員会と法定協議会の役割分担でございますが、これは過去お願いした経緯もございまして、6ページに線引きをさせていただきますけれども、これまで総数から5点程度に絞るやり方、この決め方につきましては小委員会のほうにお願いするということと、それから決める方法と選ぶ作業そのものには小委員会の18名の方にお願いする取り決めでし

ております。

そのあとは法定協議会の役割ということで、この5点程度からあとにつきましては、決め方の作業と決める行為自体も法定協全体ですということ、事務局としては一応の区切りをしているところでございます。

したがって、今回はこの5点程度から1点程度に絞ることについては、小委員会のほうに付託、意見を伺うというやり方は取りませんでした。

それから2点目につきましては、今、川畑委員の意見で、採決の方法として挙手がいいか、あるいはまたご提案の投票がいいかということでございますので、それこそ各委員の方が、事務局のほうは幹事会の意向等を踏まえまして、挙手方式でございますけれども、ただいま川畑委員の提言に対しまして、各委員の意見がございましたら、その決するところには従います。以上でございます。

岩切秀雄委員

川内市の岩切です。

幹事長として補足させていただきたいと思います。

まず第10回、11月26日で提案された5点程度を持ち帰り、各市町村で協議するという事になっておりますので、各市町村で選出された6名の方々が協議をするということが原則になっておりますので、6名のうち1人、2人、違うということがないように、この持ち帰っての協議になります。

そうしますと、1人でも反対となれば、やはり調整をしてきてもらわなければならないということになるということで、投票でなくても挙手でもいいのではないかとというのが、幹事会で集約された意見でございました。以上です。

森卓朗会長

事務局並びに幹事会での協議の方法、内容等について、今、説明がありましたが、委員の皆様方、いかが取り計らいましょうか。今、祁答院町の川畑委員のほうから、やはり最終的に意見が分かれた場合、2つ以上の名称が出てきた場合は、投票によって決定したらどうかというご意見、事務局のほうは、幹事会の意見等も聞いて、挙手でいいのではないかとということで案を出しております。最終的には委員の皆さん方のご意見で決定をしてみたいと存じます。

どうぞもう立たないで挙手だけ、挙手と自分の名前を言っていただきまして、着席のままご発言していただくようお願いいたします。立てばやっぱり緊張して、あれですから、みんな着席のままやっていただきたいと存じます。何かご意見ございませんか。

帯田博美委員

樋脇の帯田です。

川畑委員がおっしゃった意見のように、最終決定を見るわけですから、ここは是非とも投票でお願いしたいと、このように思います。

森卓朗会長

他にございませんか。

委員の中から、今、2人、投票でということであります。

中島増夫委員

質問ですが、幹事長のほうで言われました、各市町村で話し合いをしてきているから、もう挙手をして何のあれもないはずだというのは、どんな意味ですかね。よくわかりませんでしたので。

岩切秀雄委員

幹事長の岩切です。

この協議をする中で、各市町村持ち帰りになりますから、6名の協議会の会員の皆さん方が意思統一をして臨むべきだと。それがばらばらになると、なかなか採決するのが難しいということで、6名の皆さん方が1つに絞ってくると、結果的に9団体ですから、1人1人採決しなくてもいいのではないかという意見が圧倒的に多くて、投票でなくても採決でもいいのではないかということで、意見集約をしたところです。

中島増夫委員

わかったようでわからない。1つの団体がこれに駄目だということだったら協議をするということで、振り出しに戻るわけだろうと思うんですが、もう1つの団体だけ反対だったら、今の考えで行ったら、もうあと8団体のほうがもう決まるということで、決定したようなものではないですか。それだったら、投票も挙手も何もいません。多いほうに決めるということにしておけばいいわけです。今のお考えであればですね。私が頭が悪いんですかね。

森卓朗会長

委員の方々が、それぞれ樋脇町のほうにも6名いらっしゃいますので、6名でまずこの11月の26日に提案される5点程度持ち帰り、各市町村協議するですから、持ち帰っていただいて、6名の委員で協議をしていただければ、中にはその6名の中で、樋脇町の帯田委員等を含めましてですか、中島委員を含めまして、いろいろどういう名前がいいかという

ことをご協議をいただく。最終的にはその6名の中で、樋脇町の中で意見が一本に絞って、協議をして持ってきていただきたいということでもあります。

だから、樋脇町で2つの案が出てくるということはないだろうというふうに、幹事会が判断をしているわけですね。そうすれば、9つの団体が意見は9つが出てくるということになりますので、挙手でも数えやすい、はっきりするのではないかと幹事会での協議ということでもあります。

これを全部6名みんな持ち帰って、ばらばらで来られるというと、54名ですか、手を挙げてするのは、数を数えるのが大変になりますけれども、意見がその前に協議をして、持ち帰って協議をしていただいて、おらが町はこれでいこうという一つの案がまとまって出てこられるという前提で幹事会のほうでは考えていたようではありますが、そのとおりですね。

他にご意見はございませんか。いろいろあると思いますが。

事務局は皆さん方の、最終的には委員の皆様方のご判断によってということでもありますので、どうぞ投票がいいというあれでございましたら、投票でやることは事務局もやぶさかでないと言っているわけでもありますので。

尾崎嗣徳委員

幹事長の意見に大賛成します。

森卓朗会長

事務局の今提案しましたとおり、挙手でいいということでもあります。今、2対1でございますので、これもまたどうかひとつ、それぞれの団体の代表のどなたか、意見を述べてみていただきたいと存じます。

藏元欽一郎委員

幹事案に賛成です。

岩下早人委員

川内市です。幹事長の報告で理解いたしました。結構です。

森卓朗会長

他にごございませんか。今、5団体出ましたから、あと4団体の考えはどうですか。入来町、どうお考えですか。

田島忠志委員

会長のほうで、今、全体いるので、ここで挙手をもってどっちに決めるとしたらどうですか。

森卓朗会長

全部ですか。挙手を取れと。それも一つの方法ですね。

もう一つ一つ紹介するのも面倒だということですが、では、今、入来の田島委員のほうから、もうみんなに、54名ですか、皆さん方に挙手でひとつ、投票ですか、挙手でその名前の協議を、11月26日持ち帰りの分を持ってきた時は、最終的に決めるのは挙手でやるか投票でやるかということでございますので、ではひとつ、もうここで決めましょう。

まず投票による方法で決定したほうがいいという方、挙手を願います。

(挙手 少数)

では挙手でいいという方々。

(挙手 多数)

ご案内のとおり、もう挙手でいいという数のほうが多いようでございますので、挙手で整理をさせていただくようお願いをいたしますし、決定をさせていただきます。

では事務局の案で決定をいたしました。ありがとうございました。

田中良二事務局長

ただいまの新市名称に関連しまして、最後に報告とお願いをいたします。

公募状況といたしましては、先週までに約5,000件近くが応募されております。あとお願いになりますけれども、本日までに、今日が締め切り日でございますので、各市町村役場に届けられた分につきましては、小委員会の委員の皆様、送付の日程が迫っておりますので、必ず明日、9月26日までには事務局に提出をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

報告のとおりであります。

では第16号議案につきましては、他にご意見ございませんか。

意見もないということでございます。新市名称の決定方法については、ただいま出ましたとおり、承認することによろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ありがとうございました。ではそのとおり決定をいたします。

議案第17号、新市まちづくり計画原案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班、古川でございます。

それでは資料2の8ページ、議案第17号、新市まちづくり計画原案についてでございますが、広聴会の結果も含めて説明させていただきますので、少々説明が長くなります。よろしく願いいたします。

まず9ページの策定スケジュールのほうをご覧ください。

計画原案につきましては、2行目にありますように、8月12日の第3回協議会において提案した後、3行目にありますように、まちづくり広聴会やまちづくりフォーラム委員との意見交換を通じて、計画原案に対します住民の皆様のご意見を広く聞かせていただいたところでございます。

これを踏まえ、協議会委員の皆様へは、これから意見広聴の結果をご報告させていただきます。これはお手元の資料3として、取りまとめております。

そして本日は、5行目になりますが、この報告を持ち帰っていただき、スケジュール表の7行目にあります、次回、10月7日の第7回協議会で報告を踏まえた具体的なご意見をうかがいながら、ご審議していただきたいと考えております。

なお、当然ながら、本日の説明のあとも、総体的なご意見、提言をうかがいたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

その後の策定作業についてでございますが、この意見広聴結果と、本日と次回協議会で出されましたご意見を参考に、修正作業を行うことをご了解いただき、プロジェクト会議などで至急に作業を行いまして、9行目にございます、11月13日、第9回協議会において、修正原案を提案し、11行目、11月26日、第10回協議会で最終的なご審議をいただきたいと予定しております。

整理いたしますと、計画原案につきましては、本日も含め、都合4回の協議会で、ちょうどこのところでございますが、ご審議をお願いすることになります。

さて、お手元の印刷いたしました計画書につきましては、事前にご持参下さいますようお願いしてまいりましたが、本日は念のため、すべての席に配布させていただいております。つきましては、ご持参され、計画書が不要の方は、閉会時、そのまま机上に置いて退席下されば結構でございます。なお、恐縮ですが、計画書は次回もご持参いただきますよう、お願いいたします。

続いて資料3をご覧ください。

先ほども触れましたとおり、原案に対します意見広聴結果でございます。めくって1ページをお開き下さい。

まちづくり広聴会の結果であります。

(1)開催期間と(2)会場日程結果を示してございますが、2ページの(3)にありますように、参加者数は2,685名で、だいたい1会場平均50名程度でございました。

(4) 会場での質疑応答の状況であります。これは資料3、この資料の3ページ以降にお示ししてございますので、後ほど説明させていただきます。

また、広聴会の会場では、参加者を対象にアンケート調査を行いました。それが(5)になります。回収率は69.8%でございました。

にございますように、回答された方々の年齢構成は、60歳以上が約54%、50歳以上になりますと約77%、8割近い方が50歳以上の方であったとなっております。なお、アンケートに回答いただけなかった方々も含めまして、全体として見ましても、同様の傾向であったと感じております。

にありますように、説明に対する、説明を聞いた感想というようなことにつきましては、計画に対する考え方はいろいろあられると予想されますが、参加された方の約67%は、よくわかった、わかったと回答をいただいたところでございます。

次に2ページの下段にあります2つ目、提言をいただきました、まちづくりフォーラム委員との意見交換の状況でございます。

これは9月9日に住民代表のフォーラム委員に対しまして、計画原案を検討した行政の側から、関係市町村の企画、財政、合併担当の部課長である、まちづくりプロジェクト会議委員など17名が出席して、約3時間半に渡り活発な論議をしていただいています。出された意見は、すべてこの3ページ以降に掲載してございます。

その意見でございますが、広聴会によるもの、あるいはフォーラムとの意見交換によるものを合わせて、約670件の意見、提言、質問などがございました。

このうち約1割が広聴会のあり方や、出前講座や説明会を望む声というような、各市町村向けの意見。あるいは串木野市の問題などの合併協議全般に関することでもございました。そしてまた、約2割が事務一元化、あるいは行政サービスに関するご意見でもございました。残りの約7割、460件程度ですが、これが計画原案に対する質問、意見であったわけです。

これを概要としてまとめたものが、この資料の3ページから6ページの75項目でございます。ページめくっていただいて、3ページからその概要ということで、取りまとめさせていただきます。

簡単に説明いたしますと、例えばこの1行目にございます計画書の体裁の件でございます。カタカナ用語を使いすぎではないか。できるだけ日本語で、わかりやすい表現にしてほしいといったようなご意見でございます。

また、基本方針の中の都市構造の中では、甑島と川内市の沿岸部を含みません海洋ゾーン、あるいは都市ゾーンというものが広すぎるのではないかとというようなご意見をうかがっております。

それから8行目にありますように、コミュニティの政策分野につきましては、地区コミュニティ協議会の制度について、公連会、公民館連絡協議会などの意見も聞いて欲しいというようなご意見、あるいは小さな校区なのでコミュニティ協議会に期待しているという

ような、期待のご意見もいただいております。コミュニティ協議会の事務局体制の強化について、十分配慮して欲しいというご意見もうかがいました。

14 行目にありますように、合併までに地区振興計画を前倒しで作らないと、校区の要望を反映されないのではないかとご意見もうかがっております。

15 行目にありますように、こういうコミュニティ協議会の制度は、設置しますというような表現ではなく、導入しますというような表現が適切ではないかとご指摘もいただきました。

4 ページの 19 行目にございますように、このコミュニティに関しましては、自治会の未加入者問題の解消策を、あるいはこの自治活動に対して、社会教育と自治振興の縦割りをなくするよというよなご意見も伺いました。

また、現状として地区公民館の館長はなり手がいない。地区の統合・再編を行うという考え方はないかというよなご意見。あるいは逆に公民館の合併についての不安がある。強制的な合併はないかというよなご意見。

24 行目にありますように、小さい校区の場合、運営が難しくなるのではないかと、この協議会制度を導入することで、運営が難しくなるのではないかとというよな懸念の声も寄せられました。

28 行目にありますように、コミュニティ協議会に対する助成金のあり方、また、大きい地区、現在の活動の区域が大きいという場合は、分割も可能なかというよなご提言もいただいております。

30 行目から保健福祉の分野でございますが、甕島の診療所の薬剤師の問題であるとか、甕島から本土、あるいは郊外部から市街部への入院される場合の介助者の支援制度というよなことへのご提言もいただいております。

35 行目、教育分野の中では、移動図書館、現在、公立の図書館というものは、川内市だけなんですけれども、関係市町村の図書室、あるいは移動図書館の活用といったものにもご意見を寄せられております。

それから 5 ページのほうに入りますと、39 行目に、特認校制度を合併を機に廃止することのないように、逆に推進してほしいというよなご意見をうかがっております。

また、44 行目から生活環境の分野でございますが、消防防災無線、あるいは行政防災無線について、早急に整備してほしい。また、一方通行でなく、地区ごと、あるいは自治会ごとでも運営できるよな仕組みに変えられないかというよなご意見。46 行目、消防分署は、合併前にできるか、合併してからできるかというよなご意見。47、48 にありますよな、エネルギーの問題についてもご意見を寄せられております。

49 行目、産業振興の分野につきましては、1 次加工、1.5 次加工、2 次加工を含めました、地産地消を強力に進めるべきだというよなご提言。それから 51 行目にありますよな、新規就農者以外に高齢者のパワーを活用した担い手の育成のあり方についてもご提

言いただきました。

また、雇用対策、それから海洋深層水の活用、それから合併前の新幹線開業にあわせた新市としての取り組みや、温泉街の活性化といったものにもご意見をいただいております。

6ページのほうからは、社会基盤のほうになるんですが、ここでは定住人口を維持する、あるいは増やす施策というもののご意見。それから道路交通に関しまして、川内川への架橋の意見。下甕島の西回りの県道整備の意見。それから現在の市町村道の道路の整備の問題について、ご意見を寄せられております。

また、甕商船、いわゆる甕航路の問題につきましても、賛否、意見をいただいております。

66行目にありますように、台風時の甕航路の避難港が島外にあるので、甕島内にあれば1日の欠航で済むのではないかとというようなご提言もいただいております。

それから情報通信の分野では、携帯電話アンテナの設置などにもご意見を寄せられました。

70行目、市民参画の分野では、地域の声が届かなくなるという懸念に対して、できるだけ風通しのよい組織であってほしいという要望。

それから71行目、財政計画は両論ございまして、財政計画、無理な部分があるので、早急に見直すべきではないかというような意見。逆に特例債を約4割程度に抑えるのではなくて、もっと積極的に活用したらどうかというようなご意見も寄せられております。

また、計画策定全般につきましては、75行目にありますように、この10年間の長期の計画ではなくて、その期限を切ったような計画というものは示されないか。実効性の高い計画にしてほしいというようなご意見を寄せられております。

そういうような概要でございますが、すべての意見は7ページから26ページに、出された意見ほぼすべてを掲載させていただきました。後ほどお持ち帰りいただいて、お目通しいただきたいと思いますが、関連いたしまして、会場アンケートでも計画原案について、あるいは市町村合併全般についてのご意見をうかがっております。

お手数ですが、27ページから43ページまでが、会場アンケートに記載された、まちづくり計画原案についてのご意見でございます。これも、今、3ページからの分にすべて反映させていただいております。

それから44ページからは市町村合併全般について、なかなか厳しいご意見も含まれておりますが、44ページから56ページまで、約350件のアンケートに記載された内容を転写させていただいているところでございます。

これらを含め、この資料3の内容は、協議会だより、あるいはホームページ、関係市町村の窓口において公表し、閲覧できるようにしたいとも考えております。

以上、計画原案について、今後の策定手順と、住民の皆様から寄せられた意見など、あわせての報告をさせていただきました。

本日は、先ほども言いましたように、一応、持ち帰っていただいて、次回、詳しくまたご意見いただきたいと思いますが、今までの部分で、あるいはその以前からの部分で、8月12日以降の部分でも、ご意見等ご審議いただければ結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。説明は以上です。

森卓朗会長

ただいま議案第17号、新市まちづくり計画原案につきまして、いろいろと説明を申し上げたところであります。これから質疑に入ります。

何かありませんか。

特別にご意見もないようでございますけれども、ただいま事務局のほうから説明を申し上げました計画原案につきまして、承認することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第17号、新市まちづくり計画原案につきましては、ただいま説明を申し上げました方向で整理をしていくことに決定をいたしました。ありがとうございました。

では続きまして議案第18号、合併協定項目名の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班の奥平でございます。

資料のほう、10ページをお開き下さい。

議案第18号、合併協定項目名の変更についてということで、別紙のとおり変更するとしておりまして、別紙は11ページのほうになります。

合併協定項目の23-2号、10ページの真ん中のところに、修正前ということで書いてございますが、姉妹都市・国際交流事業の協定項目につきまして、友好都市・国際交流事業ということで、変更をさせていただきたいというものでございます。

合併協定項目、姉妹都市・国際交流事業の設定につきましては、先進例及び合併協議会の運営の手引き等を参考に設定をいたしましたが、本地区におきましては、姉妹都市盟約を締結している市町村がなく、友好都市ということで変更をお願いしたいものでございます。

友好都市につきましては、川内市、入来町のほうが、中国の都市のほうと友好都市を結んでおりますので、姉妹都市から友好都市ということで、変更をさせていただきたいということでございます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。

議案第 18 号、合併協定項目名の変更についてでございましたが、これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。お諮りします。議案第 18 号につきましては、報告のとおり承認することよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

なしということでございます。報告のとおり承認をされました。ありがとうございます。

続きまして議案第 19 号、使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政専門部会長

企画財政専門部会の平でございます。

資料 2 の 12 ページでございます。

議案第 19 号、使用料、手数料の取扱いについて、説明させていただきます。

この使用料、手数料の取扱いにつきましては、去る 7 月 24 日開催の第 2 回協議会で、第 5 号提案としてご提案申し上げましたが、その後、持ち帰り、各市町村ご協議いただきましたが、特に変更はなく、そのまま本日開催の第 6 回協議会に、議案第 19 号として上程するものでございます。

調整方針といたしましては、使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取り扱うものとします。

固有の施設については、当面現行のとおりとする。

同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。

差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。ただし、その期間は 3 年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基つき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。として提案しております。

以上で議案第 19 号、使用料、手数料の取扱いについてに関する説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

森卓朗会長

説明が終わりました。議案第 19 号、使用料、手数料等の取扱いについて、これから質疑に入ります。ご意見を出していただきたいと存じます。

ございませんか。

お持ち帰りいただいて、いろいろご審議、ご協議いただいたことではございますが、あ

らためてここで承認を求めるものであります。

お伺いします。議案第 19 号、使用料、手数料等の取扱いにつきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第 20 号、公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班の奥平でございます。

公共的団体等の取扱いにつきましては、協議会事務局調整班の取りまとめとなっておりますので、私のほうで説明させていただきます。

本議案につきましても、7月 24 日提案の分でございます。本日、協議、審議・承認ということで、お願いをするものでございます。

資料のほう、19 ページからになりますけれども、提案の時にもご説明申し上げましたが、公共的団体の調整方針についての基本的な考え方について、ご説明を申し上げたいと思います。

この調整方針については、事前に各種団体と調整を行ったものではなく、今後、市町村が各種団体と協議をするための方針、考え方であることをご理解下さい。

そして、本協議会では、団体の分類を市町村内の団体と市町村外の団体に分類をしております。

資料の 25 ページをお開き下さい。

表題に、公共的団体等（関係市町村内の団体等）比較表（1）とありますように、ここから 32 ページまでが市町村内の団体で、574 団体、197 種類でございます。提案後の精査によりまして、9 団体、2 種類増となっております。

次に資料 33 ページからが、公共的団体等（関係市町村外の団体等）比較表（2）ということで、52 ページまで、関係市町村が負担金等を交付している団体を掲載してございます。434 団体、413 種類でございます。こちら提案後の精査によりまして、7 団体、2 種類の増となっております。

次に 20 ページをお開き下さい。

公共的団体の取扱いについての調整方針案については、提案後、各市町村からの意見等を幹事会で集約いたしました。原案のとおり異議なしの確認が行われておりまして、変更のないことを、まずご報告申し上げます。確認の意味で、調整方針案を説明いたします。

上段をご覧ください。関係市町村内の団体については、新市の速やかな一体性を確立する

ために、実情を尊重しながら統合整備に努めるとしてありまして、(1)から(3)で、その統合の時期について、合併時に統合するもの、実情により速やかに統合するもの、または将来統合するものに分類しております。そして(4)では、これら統合される団体以外のものについては、現行のとおりとするとしております。ただし、(5)では、例外を規定してありまして、整理できる団体については、廃止の方向で整理するということとしております。

次に関係市町村外の団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議、調整に努めることとしており、外部の団体のため、加入とか脱退とかという表現になっております。

調整の方針としましては、関係市町村内の団体と同じように、(1)から(3)で、その統合の時期について、合併時に統合するもの、実情により速やかに統合するもの、または将来統合するものに分類し、(4)では、これら統合される団体以外のものについては、現行のとおり加入するとしております。ただし、(5)では、例外を規定してありまして、整理できる団体については、脱退の方向で調整することとしております。

以下、21 ページからの資料につきましては、提案時と変更ございません。

24 ページをお開き下さい。

ここでは、今後の協議スケジュール案を掲載しております。

上段では幹事会協議から合併までの時期を掲載しており、下段では調整方針ごとのスケジュールを示しております。

基本的な考え方としまして、それぞれの団体との直接の協議は、配置分合議決後、すなわち新市の構成市町村が確定したあと、平成 16 年 4 月以降に調整に入ることとしております。

そして調整方針により、の合併時までとの現行のとおり、また、5 の廃止するものについては、平成 16 年 10 月の合併時まで、の速やかに調整するものは、合併後約 1 年以内、平成 17 年度末までに、の将来、統合するように調整に努めるものについては、5 年以内、平成 21 年度末を目途に調整に努めることとしております。

今後は、このスケジュールに沿った形で、構成市町村の連携を取りながら、各団体との調整を図っていきたいと考えております。

以上で公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 20 号、公共的団体等の取扱いについて、説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見がございましたら、ご質問願います。

7 月 24 日に提案いたしまして、それぞれお持ち帰りいただき、それぞれご協議をいた

だいてはきております。

特別にご意見がなければ、お諮りします。議案第 20 号、公共的団体の取扱いについては、ただいま調整方針等を説明いたしましたとおりで作業を進めていくということで、よろしゅうございますか、お諮りします。

(「異議なし」の声)

提案のとおり、異議なしということでございますので、一応、承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 21 号、上・下水道事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

木原研一上下水道部会長

上下水道部会の木原でございます。

それではページ 53 ページをご覧ください。

提案第 21 号、上・下水道の取扱いについて説明いたします。

合併協定項目 23 - 18、上・下水道の取扱いについては、7月 24 日、第 2 回法定協議会に提案したものであります。

調整方針案につきましては、

1、水道事業

(1) 上下水道事業、1 市 3 町、簡易水道事業、全市町村については、現行のまま新市に引き継ぐ。会計については、新市に移行後 3 年以内を目途に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金及び検針

上水道と簡易水道の料金については、合併後 3 年以内の早い時期に統一できるように調整し、料金体系については、「口径別」とする。

検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3 年を目途に随時調整する。

メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 加入負担金及び手数料

新規加入負担金の負担金額は、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3 年以内を目途に随時調整する。

給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に新たな制度を制定する。

給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。

開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メー

ター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。

(4) 事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。

次に54ページをお開き下さい。

(5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(6) サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後1年以内に調整する。

(7) 水道事業運営審査会については、新市に移行後1年以内に調整する。

(8) 工業用水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

(1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。

(2) 負担金等事務

負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行のとおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。

納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併するまでに統一する方向で調整する。

口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。

猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。

(3) 下水道整備計画と認可及び財政計画

下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。

事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

(1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。

(2) 検針及び料金

検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。

公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。

分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に調整する。

賦課徴収については、合併時に、新たな制度を制定する。

(3) 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。

(4) 工事負担金及び検査

工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

工事検査については、合併時に、新たな制度を制定する。

(5) 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度を制定する。

(6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。

(7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。

(8) 温泉審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

以上が調整方針案であります。前回の提案と内容の変更をしたところはありません。

次に55ページに、1として協定項目の要旨・留意点、2に提案の理由、3として協定先進地事例、また、57ページから103ページまでに、事務事業調整内容について、お示ししてあります。前回の提案と変更した部分はありませんので、お目通しいただきたいと思っております。

提案につきまして、現在までに再協議等の要請はありませんでした。

また、2つの町から要望がありました件につきましては、専門部会等で協議いたしましたが、調整方針案等の変更はございませんでした。

以上で提案21号、上・下水道事業の取扱いについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

復習の意味で、ずっと説明をしていただきましたが、結果的に調整方針案には、どの市町村のほうからも、ここに提案してあるとおりであったということでございます。

これから質疑に入ります。ご質疑願います。

何もございませんか。特別にご意見もないようでございます。

議案第21号、上・下水道事業につきましては、今、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

議案第22号、地方税の取扱いについてを議題といたします。

岩下早人委員

議長、議事進行上。

ただいま、それぞれ議案、審議の内容について説明をいただいておりますが、先ほど議

長がおっしゃったように、調整方針案に変更があったのみお知らせいただいで進めていた
だきたい。

そうでないと、それぞれもう議論してきた内容でありますし、提案もしっかり説明いた
だいでいますから、変更があった分だけ説明いただければわかりやすいと思いますので、
よろしく願いいたします。

森卓朗会長

事務局のほうにもお願いをします。提案は7月24日にしてありますので、それぞれお
持ち帰りいただいて、何回となくご協議をいただいでいることとでございます。いろいろと
その後、事務局のほうに、あるいは専門部会のほうに、調整案に対しまして、いろいろと
ご意見があったり、変更すべきであるというご意見がありましたものを中心に、ひとつご
説明をいただきたいと存じます。

何せ7月24日に提案いたしましてから日が経っておりますので、委員の皆様方にあら
ためて知識を、あるいはこの事務事業についての関係を思い出していただいで、そして今
日、ご承認をいただくと、念を入れているわけでありまして、その点もひとつご了承い
ただきたいと存じます。

では地方税の取扱いについてを、事務局のほうから説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務部会長の福留です。

それでは議案第22号、地方税の取扱いについて、合併協定項目8号についてござい
ます。

調整方針案につきましては、8月12日、法定協議会に提出した以降、調整方針案の1
でございますが、特に個人市民税の均等割については、新市の市民となることから、応分
の負担をすべきではないかというご意見をいただいたところとございますが、その後、幹
事会で協議いたしました。

この中では、これまで住民説明会でも、負担は低く、サービスは高くという説明を行っ
てきていると。また、合併特例法の中では、5年間の不均一課税ができることになってい
るということ等もございまして、これを調整方針案のとおり、3年間の特例を使うという
ことで、大多数をもって承認されたところとございます。

他についても、調整方針案と、前回と変わりございません。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。

議案第22号、地方税の取扱いについて、何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にないということでございます。3年間の特例規定を活かしていくということでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

お諮りします。議案第22号、地方税の取扱いにつきましては、報告のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。原案のとおり承認をされました。

では引き続きまして議案第23号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政専門部会長

企画財政専門部会でございます。

議案第23号、補助金、交付金等の取扱いについて、ご説明いたします。

資料の2の139ページでございます。

補助金、交付金等の取扱いにつきましては、8月12日開催の第3回協議会で第10号提案として提案いたしました。

その後、持ち帰り、ご検討いただきましたが、変更部分はございませんで、本日、議案第23号として上程するものでございます。

調整方針については、特に変更はございません。

なお、別添の資料4につきましては、補助金、交付金等の現況調査表のうち、一部修正が生じたため、差し替えをお願いするものでございます。

以上で議案第23号につきまして、説明を終わります。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ただいま議案第23号、補助金、交付金等の取扱いについて、説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

今村松男委員

祁答院町の今村です。

補助金、交付金等の取扱いについて、うちの議会の特別委員会のほうから、事務局への確認と要望をしてくれというようなことでございました。

内容は、地区公民館補助金、もしくは自治公民館運営補助金等について、調整方針案の分類の5に、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整するとありますが、なるべく早急に、かつ明確な調整方針案を示してくれとの要望でございましたので、発言させていただきます。よろしくお願いします。

平敏孝企画財政専門部会長

今のご要望につきまして、今後、調整方針に沿いまして、コミュニティのほうの分科会等を踏まえながら、十分、調整、検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

他にご質問ございませんか。

あとご質問もないようでございます。お諮りします。議案第 23 号、補助金、交付金等の取扱いにつきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。

続きまして議案第 24 号、障害者福祉事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

資料の 157 ページをお開き下さい。

提案第 24 号、障害者福祉事業についてでございます。

この提案につきましては、8 月 12 日の第 3 回法定合併協議会に提案し、持ち帰って協議をしてもらっているところでございますが、幹事会等でも特に意見等はなかったことを報告し、説明といたします。

森卓朗会長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

特別にないということでございます。お諮りします。議案第 24 号、障害者福祉事業につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

引き続きまして議案第 25 号、高齢者福祉事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

165 ページをお開き下さい。

議案第 25 号、高齢者福祉事業についてでございますが、この事業につきましても 8 月 12 日開催の第 3 回法定合併協議会に提案し、持ち帰ってそれぞれ協議してもらっていたところでございますが、幹事会等でもこの調整方針案に特に異論がなかったことを報告し、

説明に代えさせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

これから議案第 25 号、高齢者福祉事業について、質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

意見もないということでございます。お諮りします。議案第 25 号、高齢者福祉事業につきましては提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

以上で、これまで7月から8月にかけて提案をいたしました議案等については、いずれも承認をいただいたところでございますが、これから提案 14 号から 26 号までは、お持ち帰りになる事項でございます。順次、事務局から説明をいたさせます。

まず提案第 14 号、事務組織及び機構の取扱いについてを、追加の分についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留総務部会長

総務部会でございます。

提案第 14 号、事務組織及び機構の取扱いについて、合併協定項目 12 号でございます。

資料の追加を提案するものでございますが、8月の28日に提案いたしました事務組織・機構の基本方針案につきまして、一部変更が生じておりますので、変更分のみ説明をさせていただきます。181 ページをお開きいただきたいと思います。

(5) のところでございますが、新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構の9行目から12行目までにかけてでございますが、前回の提案では、商工観光部の誘致推進課において、各種イベント、スポーツ大会等の誘致及び企業の推進活動を総合的に行うことといたしておりましたが、企業立地推進室と観光課をそれぞれ設置し、業務区分においてそれぞれ行うこととしたものでございます。

次に182 ページをお開きいただきたいと思います。

新市の組織案の追加案でございます。

追加案としてお願いするものでございますが、新市において、この組織・機構の取扱いにつきましては、市民にとって行政サービス及び行政の健全、行財政の基盤強化を図る必要性があることから、これまでの専門部会をはじめ、各市町村の総務課長及び人事担当課長会での事務組織調整会議及び幹事会、さらには再三に渡り助役会を中心に検討してまい

りました。さらには9月の11日の市町村長調整会におきましても、提案を申し上げ、説明をしたところでございます。

そういうことで、本日、お示ししてございます新市組織案について、中身について説明を申し上げます。

まず部の取扱いについてでございますが、当初、議論のたたき台といたしまして、市長部局を8部体制を一つのベースとして検討してまいりました。再三の協議の中で、現在、川内市が4部体制であること、さらには一部の管理部門を除き、概ね現行どおりの総合的な業務を行う支所としての充実を図るということを目的としていること、さらには支所に支所長を置くということなどから、部長級といたしましては、これを合わせますと17名ということになるようでございますが、これについては、全体としてやはり多いのではないかという議論があったわけでございます。

そういうこと等につきまして、議論、協議を重ねてきた結果、5部体制としてまとめたところでございます。

その協議経過として、ご説明を申し上げますが、まずは内部組織であります総務部と財務部というのがあったわけでございますが、これを統合いたしまして総務部といたしております。

次に市民生活部と保健福祉部を統合し、市民福祉部といたしたところでございます。この市民福祉部の事務量等を考えます時に、非常に多いのではないかということも議論をいたしたところでございますが、やはり市民に密着した生活、福祉、医療を一体的に進めるべきであるという意見等を考慮したものでございます。

次に農林水産部と商工観光部を統合いたしまして、産業経済部といたしたところでございます。他の部との事業量のバランスと言いますか、そういうところの調整からいたしますと、やはり農林水産観光部をそれぞれの中で、新市において地産地消等を一体的に取り組む必要があるということ等のことも考慮いたしまして、統合したほうがいいという結論の中で、一緒にしたものでございます。

以上のことから、8部体制から5部体制といたしたところでございますが、さらに一部事務組合であります消防組合を新市においては消防局として、市長部局の統括下に配置するということ等を検討いたしまして、6部体制といたしたところでございます。

課の設置については、新市における新設課の主なものについて説明をさせていただきますが、お手元の182ページでございます。

まず総務部の関係でございますが、四角枠をくくってございます、課のところに。四角枠を、最初のところで秘書室というのが出てまいります。その次に東京事務所でございますが、これは課設置でなくて、室の設置ということでご理解をいただきたいと思っております。

その以下、四角枠をくくってございます課の並びのところに出てまいります部分については、室ということでご理解をいただきたいと思っております。

秘書室でございますが、現川内市では、係を設置してございますけれども、今回、10万都市ということ等もございまして、今回、室ということで設置をさせていただきたいと考えてございます。

それとその下の収納課でございます。これは川内においても、今回、新しいケースになると思うんですが、それぞれ最近の税等の滞納者が増えております。そういう増える傾向にございますので、これの徴収率と言いますか、そういうものも低下しつつございまして、特に税収の収納率を上げる上からも収納課を置きたいという考え方でございます。

さらには企画政策部の中の行政改革推進課でございます。係としては、行政評価係と合併調整係を置くことといたしておりますが、行財政の適正な運営を図るための行政評価の係の設置、さらには合併に対する本庁、支所の進行管理等を行う総合的な機能を持つ担当係を置きたいということでございます。

それからその下のコミュニティ課でございます。これについては、地域振興計画を適正に反映させていくためのコミュニティ課の設置でございます。これはコミュニティ協議会との連動する部分でございます。

それからその下の市民福祉部でございますが、点線枠でくくってございますのが福祉事務所の関係でございます。

それから建設部のほうを見ていただきたいと思うんですが、区画整理事務所のところに、天辰地区の区画整理事務所を置くことにいたしております。これについては、天辰地区の区画整理事業がプロジェクト事業でありますし、これにつきましては室対応で設置したいということを考えているところでございます。

その下の工事検査監でございますが、適正な工事の管理監督を行うための検査監を設けることといたしております。

それと消防局でございますが、先ほど説明申し上げましたけれども、この中で特に消防団課を設けてございます。これについては9市町村の現在の非常備消防に係る業務をここで統括して行っていただくということといたしております。

その下の東部署でございますが、ここに祁答院分署を置くことといたしております。第1部隊、第2部隊ということで、東部署の分署として、救急業務を含めた一つの分署を置くということで考えているところでございます。

それから教育委員会関係でございますが、特に生涯学習課を設置してございます。これにつきましては、今までは社会教育課という一つの考え方で、各市町村、取り組まれているわけですが、やはり今後、将来、生涯学習の効果的支援、施策の充実を図るためには、生涯学習課としての設置をしたいという考え方でございます。

それからその下の水道局でございますが、この中に上水道課がございまして。これについては係を見ていただければ、温泉係というのはございませんけれども、支所のほうに温泉係があるわけですが、上水道課のほうで温泉を含めて管理するということになり

ます。

それから議会の関係でございますが、これについては議事調査課を置くことといたしております。これについては、現在、川内市のほうでは課になっていないわけでございますが、やはり 10 万都市ということ等から考えて、今後、やはり議事調査課が必要であろうという考え方の中で、置くことといたしております。

それから農業委員会関係でございますが、これについてはそれぞれ 3 係を置くことといたしております。後をもって説明いたしますけれども、島嶼部における農業委員会の設置ということも考えているところでございます。

以上のことから、本庁市長部局で 6 部 31 課体制となります。教育委員会では 2 部体制で検討する中、生涯学習課及び島嶼部における教育指導体制の確立を図っていくという一つの議論もいたしてきたわけでございますが、特に教育委員会部局といたしましては、1 部 6 課体制といたしているところでございます。

この他、水道局、議会事務局、農業委員会等、各委員会の組織については、お示しいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから支所の関係でございますが、183 ページでございます。

市民に対しまして、支所と本庁のつながりが、十分、わかりやすくなるような組織ということで考えております。本庁の各部に対応した課の設置ということになるかと思いません。

また、支所の総合的な機能を有する支所として位置づけ、各支所における支所長を配置することといたしております。

さらには本庁の総務部と企画政策部に対する地域振興課、市民福祉部に対応する市民福祉課、それから産業経済部に対応する産業課、建設部に対応する建設課、甑 4 村は上下水道事業を含めた形での建設水道課といたしております。

水道局に対応する水道課を設置し、収納及び支出業務が発生することから、会計課の分室をそれぞれ支所に置くことといたしております。

さらに教育委員会関係でございますが、現状を踏まえ、4 町は 3 課としております。4 村においては教育課の 1 課を設けることといたしております。

特に甑島地区におきましては、教育長がいなくなることから、学校指導主事等の配置の要望がなされているところでございます。現在、甑 4 村に 1 人の県派遣の学校指導主事が駐在されているようでございますが、合併後も県営存続の要望をしていきたいと考える中で、2 村で 1 名の配置ができるように検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、支所の組織につきましては、4 町 4 村それぞれの地域性、その他特殊事情等を考慮した組織案として提案をいたしております。今後、組織の定数や職務、職階、事務分掌等の詳細な調整も必要になってくるかと思われまます。最終的には新市の部課設置条例等の

整備による整備が完了した時に、最終的な案は削除されるわけですが、これまでにつきましては、案として取り扱っていくものでございます。

なお、この協議につきましては、各市町村の協議会の回答を待ちまして、10月2日、さらには10月16日、幹事会、1次、2次協議を行いまして、10月の24日、協議会確認をお願いすることといたしております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま提案第14号、事務組織及び機構の取扱いについて、説明をいたしました。ただいま専門部会長のほうから説明がありましたとおり、一応、お持ち帰りいただきまして、いろいろご審議をいただき、最終的には10月24日の協議会で決定をしまいたいということでございますので、これから大筋でひとつご意見、ご質問を出していただきたいと存じます。どなたからでもご質問、ご意見を出していただきたいと存じます。

町弘道委員

ただいま説明を受けましたので、よくわかったんですが、実はこの組織図について、一つ疑問がございます。

と申しますのは、教育委員会が支所長の下にあり、支所長は助役に直結するということになっておりますが、ご存知のとおり、教育委員会は独立した行政組織でなければならないというふうに考えます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律も支所長の管轄下では問題があるのではないかとこのように考えますので、この組織図は改めていただきたい。幹事会でもう一回検討していただきたいということでございます。

それから甑島に学校が14校あるんですが、なるほど県からの派遣の主事ですと、いろんな学校の指導という点については、効果を発揮すると思いますけれども、これらの制度につきましては、各学校の人事あるいは服務といったことについては権限もございませんし、また、身分は県教委の出向と、あるいは派遣主事ということになりますので、現在、教育長が行っているような業務はできないというふうに考えます。

また、甑4村につきましては、学校教育課長が派遣されておられません。内地の市町村みたいに派遣されてなくて、この内地のほうで学校教育課長の仕事をなさっているのが4村の教育長ということでございますので、もう一回、幹事会でそのへんのところをご検討いただきたいというふうに考えます。

森卓朗会長

町村長のほうから、教育委員会の独立した委員会が、このそれぞれの組織の中に組み込まれているのではないかとこのこと、それから学校指導主事の問題について、ご質問があ

りました。

福留久根総務部会長

ただいまご指摘ございました甌島4村における学校指導主事等の考え方でございますが、まず最初、ご指摘いただきました、この支所のイメージでございます。基本的には支所長が全部を統括するというものではございませんが、基本的には学校関係、それから会計課の分室も含めて、今後、さらに検討していきます。

考え方といたしましては、本庁の下に支所があると、それぞれ先ほど、部それから支所の課を申し上げましたが、その系列の中で指示がなされていくという基本的な考え方でございます。

そういうことも含めて、今後、さらに部会の幹事会等を含めて検討させていただきます。以上です。

森卓朗会長

これから持ち帰って、それぞれの市町村でもご検討いただきますが、専門部会、あるいはまた幹事会等を中心にして、いろいろと今の出ましたご意見等を尊重しながら、検討を加えてまいりたいということでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

他にございませんか。

岩下早人委員

川内市の岩下でございますが、同じ教育部のところの生涯学習課というのを、今度設置をしてあります。説明いただきました。

社会教育課に代わる生涯学習課ということのようでございますが、今までどの市町村も社会教育課というのは設置をしてあったというふうに思いますけれども、これは社会教育法に基づく社会教育課という設置がされていたというふうに思うんですけれども、その関係と生涯学習との関係とについて、どういうふうに解釈し、こういうふうになったのか、説明をいただきたいと思います。

福留久根総務部会長

ただいまのご質疑でございますが、従来ならば社会教育課という各市町村の課の設置でございます。今、ご指摘ございました社会教育法との関係でございます。生涯学習におきましては、生まれてから例えばお年寄りの方まで、全体的な一つの流れの中で、一つの生涯教育というとらえ方をしております。

この中を分けいたしますと、社会教育、学校教育、それぞれ出てくるかと思えます。これは法律に基づくものもでございます。

そういうことからしますと、全体的にトータルとして、今後、各この新市における地域を活性化するということになりまして、やはり全体として生涯学習の取扱いがいいのではないかという一つの考え方でございます。

これについては、さらに明日、また教育長会等も開催される予定となっておりますが、そのところでもご意見をうかがうことといたしているところでございます。以上です。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

これからまた、いろいろ今出ましたご意見、社会教育課と生涯学習課との関連性、いろいろご意見がありますので、それぞれまた部会、助役会等でも、また教育委員会のほうでも、教育長さん方でもご検討をいただくようお願いしておきます。今、問題提起をいただいたところであります。

他にございませんか。

上野一誠委員

私は、この事務組織と人的配置ということについて、若干、お考えと、また、お願いもしておきたいと思うんですが、今ご説明では、これからまだまだ煮詰めなければいけない部分がいっぱいあるというふうに思います。

骨格を、今、こう示されましたけれども、今、支所機能の問題も今後どのようになっていくのかと。組織運営に多くの人との関わりが出るわけですが、その中でやっぱり住民の皆さんが懸念をされ、あるいは説明会なんかで言うことは、やはり今後この今の役場の位置づけがどうなっていくのかということも、いろいろ質問もあり、いやそのことは支所機能として十分皆さんの不安をないように、これまでと同じような形で運営はされていきますよということを説明がされているわけです。

そうしますと、今、職員が、実際、詳しくはわかりませんが、約1,500とした場合に、将来、この議員定数も減っていく、あるいは三役、そして職員の削減というものをしているかといけない。そういう中で、今後、この支所機能が持つということは、やはり職員のそういう配置も、職員の減によって変わってくるというふうに思うんです。

そうしますと、財政シミュレーションは10年間の一つの総合振興計画を基本に出されましたけれども、そうしますと、その人的配置が支所機能にどう影響があるのかということも一方ではやはり心配される点だなというふうに思うんです。

そうしますと、そうしたシミュレーションなるもの、そういう人的配置の基本的な考え方ということは、どのようにお考えなのか。そういうものが、だいたい最小限度、どの範囲まで職員が定数としてお考えになっていらっしゃるのか。そういうことを基本的にどういうふうにお考えなのか。あるいはこの定数を決められるにあたって、そのへんのシミュ

レーションなるものがお作りになっていらっしゃるのかどうか。そのへんをちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

福留久根総務部会長

ただいまのご指摘でございますが、今、おっしゃいますように、今現在、新市組織図をお示したところでございます。今後、支所機能、本庁機能の権限をどうするかということが、一つ問題になってきます。その中でも職員の定数はどうなるかということになると思うんですが、現在、事務局のほうで検討いたしておりますのは、約20%は本庁のほうに移行するという考え方の中でおります。これについては、15%、20%という議論もあるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、収納課を新たに設けるということ等もございまして、そういうことから行きますと、この関係については、今後、さらに詰めていくということになります。

そういうことから行きますと、職員がそれぞれ少なくなっていく中で、支所はどうなるのかということでございます。これ等につきましても、当然、適正な類似団体の職員数というのが、ある程度定められるわけでございます。やはり健全な財政を運営するためには、やはりそこらあたりも視野に入れながら検討すべきであろうということを考えております。

そういうことから行きますと、3年、5年の中での支所機能については、今まで基本的な考え方を示しているとおりでございますが、それ以降についての人的配置等については、今後検討していくということになります。以上で説明を終わります。

上野一誠委員

引き続き質問と言いますか、ご要望も申し上げたいと思うんですが、支所機能の役割によつては、新市庁舎の問題まで関わってくるというふうに思うんです。新市庁舎の建設の問題まで関わってくるというふうに思うんです。

ですから、やはり住民が、支所機能が停滞する、そのことをだいが心配しているというふうに思っておりますし、ですからやはりそのへんも十分支所機能が失われないような、やはり組織運営、あるいは人的配置をやっぱりお願いもしておきたいなというふうに思いますし、したがって、今後、ここらあたりも、いろんな定数をご提案される中であつては、展望的なものについても、ひとつある程度のそういう考え方はひとつ示してもらいたいということを、一応、ご要望しておきたいと思います。

森卓朗会長

今、組織図の案をお示しいたしました。これに基づいて、現在、1,270名ぐらいですが、1市4町4村の職員をトータルしますと言うと、1,200数十名の数になります。これを類似団体等の10万都市ぐらいのところと比較すると言うと、だいたい1,000名ぐらいがいらっしゃるようでございますので、将来計画としては、そういうような数字に近づくこと

は、努力はしないといけないのかも知れませんが、島嶼部を含めての合併でございますので、今、上野委員がおっしゃるとおり、支所機能がかなりやはり陸続きの場合と若干違いますので、そういう配慮はしていかなければいけないと、このように考えております。

支所があって地域が活性化するように、やっぱり合併の目的も、それもありますし、その中において人事管理部門だけの機能は少なくとも本庁で統括してやっていけるのではなからうかと。建設土木部門、あるいは保健福祉部門、農業水産部門というのは、やはりそれぞれの現地で、それぞれの今も特色を活かしたまちづくりが行われておりますので、当分、財政シミュレーションは10年間ということにいたしておりますけれども、その財政シミュレーションと合わせながら、財政計画と合わせながら、人的な問題についてもどのように配置ができるのか、そういうことも十分これから専門部会でも、また助役会でも検討して、たたき台を作って、また皆様方の委員のほうにお諮りをしてまいりたいと思います。

他にございませんか。

中島増夫委員

樋脇の中島であります。

この新市の一つの特色といたしまして、私はコミュニティ課が本庁のほうに置かれて、そしてそれぞれの地域の活性化と言いますか、そういうのを図ろうとする姿が見られるというふうに考えておりました、大変素晴らしいことであると思っているわけですが、本町にはコミュニティ課やらコミュニティ係が置かれているようでございますが、それはわかっておりますが、各支所では、それがどういう形で表れてくるのか、ご説明いただければありがたいです。

福留久根総務部会長

183 ページの支所のところでございますが、基本的には地域振興課の中で、コミュニティの関係の地域計画等については集約し、本庁との調整を行っていくということになります。以上です。地域振興係でございます。

森卓朗会長

地域振興係というのが、例えば樋脇支所のところの地域振興課の中に地域振興係というのを明記してございますが、この中でコミュニティ関係も取り扱っていくということであるようです。よろしゅうございますか。

中島増夫委員

さらに充実をしていただきたいということで、お願いいたします。このことについては

ですね。

森卓朗会長

他にございませんか。

質疑も尽きたようでございます。お持ち帰りいただくわけでございますので、また、それぞれの団体におきましてご検討いただき、できるだけ早い機会に、先ほど上野委員から出ましたとおり、この部、課、支所の各課にどれだけの人数をはりつけていけばいいのか、そういうものも具体的に、また、お示しをしまいたいと思いますので、とりあえず組織の関係等につきましては、これで検討をはじめるということで、ご了承いただきたいと存じます。

次に第14号を終わりました、提案第15号、国民健康保険事業の取扱いについてを、追加分についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務部会でございます。

提案第15号、国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

合併協定項目19号について、追加提案をさせていただくものでございます。

186ページをお開きいただきたいと思います。

調整方針案につきましては、8月の28日の法定協議会に提案、説明したところでございますが、調整方針案の1の1、(1)につきましては具体的な調整方針案の変更であります。

賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図れるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整するということといたしておりました。

幹事会等で再三に渡り議論をする中で、税率につきましては、特に政治的、政策的な要素が大きいことから、9月の11日の市町村長調整会議におきましても、議論をしていただいたところでございます。

そこで、資料の5を見ていただきたいと思います。別紙でございます。

まず資料の4ページをご覧くださいと思います。

まず1番目に、構成市町村の被保険者の状況を表にしております。この表を見ますと、一般被保険者で川内市の被保険者が、約64%を占めているところでございます。

2の表につきましては、介護の被保険者の状況でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

3の表でございますが、14年度の医療実績に基づく繰入金等のルールを定めた繰越金2億円を想定して、4方式、3方式で、それぞれの税率を算出したものでございます。当然、これは4方式、3方式というものがございまして、各市町村、現在、4方式でございます。

3方式ということになりますと、ここに掲げてございます固定資産税割のところは空欄になっておりますが、資産税割を賦課しないということが3方式の方式でございます。

それから資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

7の1人当たりの賦課額の比較表を見ていただきたいと思います。医療費分でございますが、川内市、それから里村、下甌、鹿島村につきましては増額となります。4町1村が減額試算ということで、4方式で計算しますと、このような形になります。

それから資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

医療費と保険税の関係を示したものでございますが、当然、医療費が高くなると保険税も高くなるというのが基本原則でございます。表中でございますけれども、これは13年度の医療費と保険税の動向を表にしたものでございます。

鹿島村におきましては、医療費が一番高いわけでございますが、保険税につきましては一番安いという状況にあります。

また、医療費1人当たりが、48万円の欄を見ていただきたいと思いますが、ここにおきましては、だいたい税額が6万円相当というところがございますが、これが平均的な税額の考え方であろうかと思っております。

2の1の1人当たりの医療費に、現在、市町村ごとの15年度の賦課額として試算をしたものを、そこにお示ししてございます。均一課税の賦課した額の1人当たりでございますが、これはあくまでも調定額でございます。試算した税率の構成市町村ごとの調定額を見ますと、川内市で52,712円、鹿島村で39,211円と、均一の税率を賦課することによりまして、構成市町村ごとの個々世帯の所得や資産の格差により、地域差が生じている状況がそこがございます。全体の平均が一番右の49,403円ということになります。

これを見ますと、川内だけが平均以上で、他の市町村は平均以下になっております。このことについては、国保世帯の1人当たりの所得が、また資産が、川内市のほうが大きいと、多いということ等の表れでございます。そのような見方をしていただきたいと思いますが、次に2ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど説明いたしました、増額となる1市3村の意見のまとめをしてございます。

その中で、川内市と里村につきましては、医療費の伸びを考えると、特に現在まで、基金の取り崩し、また、一般財源等の繰り入れを行っている状況であるということでございます。それからしますと、現在、保険税を上げる時期に来ているものと考えているということでございます。

なお、下甌村につきましては、医療費等も低いこと、上げる時期には来ていると認識はいたしているということでございます。

そこで、今まで国保運営協議会等で繰入金と基金繰入金でございますが、これとの対応を図りながら、住民の軽減を図ってきたという経緯がございます。急激な負担増については、住民説明会においても理解を得難いということで、不均一をお願いしたいということ

でございます。

さらに鹿島村についても同様の意見でございました。

3ページをお開きいただきたいと思います。

2村以外の意見として、均一課税の意見としてまとめてございますので、お目通しをいただきたいと思っているところでございます。

そういうことから、9月11日に、さらに市町村長調整会を開催をさせていただきました。その主な意見でございますが、まずは均一課税の意見といたしまして、保険税の不均一課税については抵抗があると、負担は同じように均一にして、保険事業、給付事業のほうで何とかサービスの提供により、その方法を解消できないかという発言、さらには予防費、予防医療費、それから人間ドック、そういうものも含めて、甑4村についてはサービスの方向で調整はいかなものかということ等も論議なされたところでございます。

また、サービスと負担のバランスという観点からも、やはり均一が望ましいということでもございました。

さらには国民健康保険税は、税と言うよりも、あくまでも保険料であるという考え方で、やはり認識しなくてはならないと。そうなりますと、均一課税を行う中で、保険事業等でむしろ考えていったほうがいいのではないかというのが、均一課税の主な意見でございました。

さらに不均一課税のご意見でございますが、これまで大幅な負担増は、新市においては理解はできないと。住民説明会においても、国の指針等においても、やはりサービスの面では非常に多額と。また、負担は軽くというような風潮の中で、また明記もしてあるということであることから、ご理解をいただきたいというお考えでもございました。

また、さらに特殊事情の関係でございますが、これを救済する不均一の課税であることを考えますと、特に島の場合は本土と違って、社保と国保に対する割合が、国保のほうが非常に大きいと、多いということでございます。生活そのものからしますと、相当なダメージを受けるということ等の中で、何年間か急激な変化をしないようお願いし、不均一課税を3年間ほどお願いをしたいというご意見もございました。

不均一課税をもしやった場合に、電算処理費はどの程度かかるかということ等のご質問をなされたところでございますが、これ等については、電算部会のほうから、2、3千万かかるのではないかとということ等も出ております。

それから下甑村、鹿島村においては、サービス面もありがたいことなだけけれども、島民に対して税を上げるということは、やはり問題があるので、不均一課税としていただきたいということでもございました。

2村の現税率を適用することから、差額については別途基金を持ち寄るとということ等の話し合いもなされたところでございます。

さらには、先ほど申し上げました電算経費についても持ち寄るとということ等の意見が出

されたところでございます。

その結果、1市4町2村と2村の不均一課税ということになるわけですが、このことについては市町村長調整会議におきましては、やむを得ないということの認識で了解されたところでございます。

186ページをお開きいただきたいと思います。

そういうことから、先ほど調整方針案のほうでご提案を申し上げる中で、具体的な調整案でございます。

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、里村）の税率と2村（下甑村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整するというところの調整方針案の変更でございます。

そういうことで、今回、お示ししております調整の理由でございます。

現行の税率を比較しますと1市4町2村の税額と2村の税額に著しい差異があり、均一課税をすることで2村の被保険者に急激な負担増を与えることになるため、2通りの税率による不均一課税とするということでございます。

対案として、このようなまとめがなされたところでございます。他の調整方針案については変わっておりません。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。

提案第15号、国民健康保険事業の取扱いについての追加分について、ご説明を申し上げます。何かご意見ございませんか。

肥後耕作委員

祁答院の肥後です。

今回、提案第15号ということで、国民健康保険事業について、不均一課税ということで提案をなされました。8月28日、提案されましたこと等につきまして、特別委員会の中でも審議をまいりました。また、追加分について、持ち帰って審議をしないといけないというふうになるかと思っておりますが、ただ、こういう追加分の中に、一つの目的税、あるいは目的を持って基金条例を制定し、基金等も積み立てております。

そういう中で、非常に差異が大きいということ等についての、28日に提出された分についても書いてあったと思うんですが、特別委員会のあたりの中で、この目的基金としての取扱いはどうなるのかということ等について、10月の24日、審議・承認というふうになれば、やはり特別委員会あたりにも、こういう基金等の取扱いについてはこうなりますと

いうぐらいのことは出していただきたいなど。

やはり委員会として、それぞれのまちの何年にも渡って、医療費が上がらないように努力をし、それぞれ基金を積み立ててきた中で、そこらあたりがどうなのかなということについて、できれば早めにそういう追加分等についても、そういう説明もまた議会あたりにも提出をしたいなと思っておりますので、そこらあたりについて、ちょっと考え方とお願いをいたしたいと思います。

岩下晃治住民健康福祉部会長

国保の財政調整基金については、住民健康福祉部会で一応協議をしております。

そういう中で、今現在の考え方としましては、16年9月補正後の基金の額を持ち寄ろうという形で、今、協議をしているところでございます。そして、それぞれの医療給付費割合で算定をいたしまして、その過不足分については、他の基金で調整しようということで、今、専門部会ではそういう調整をしているところでございます。

森卓朗会長

だから、もう少しその、例えば今その国保の基金を持っておられる所がどこどこあって、これぐらい持っておられると。それをどれだけぐらいずつ持ち寄る、まだそういうところまでは協議していないの。

岩下晃治住民健康福祉部会長

現在、14年度末現在で、だいたい保有額は約7億6千万ぐらい、今現在持っていらっしゃいます。それについて、全然基金を持っていらっしゃらない所、あるいは基金の額が非常に少ない所、あるいは1人当たりになりますと10何万持っていらっしゃる所、いろいろ基金の中にはございます。

そういうことで、それぞれ当初は15%ぐらいを持ち寄ったらどうだろうかという話もあったわけですが、いろいろ基金等の拠出にいろいろ問題がありまして、平成16年の9月の基金額で調整しようという形で、今、調整しているわけですが、いろいろ財政部会等とも協議をしながら、その7億6千万では少し少ないのではないかなというような基金の額等も、そういう協議もなされておりますので、最終的にはもう少し財政部会等とも協議をしながら、今の住民健康福祉部会では、16年の9月補正後の額という形で、今、しておりますけれども、そのへんはもう少しいろいろな分科会等でも、あるいは財政部会等とも調整をしていきたいと考えているところでございます。

肥後耕作委員

目的税として条例制定をしてやっております。合併をするから、その目的税、それぞれ

の町村の条例に則って、医療費の安定化なり健全化のために一つのそれぞれの自治体がやっている中で、これがもう一つの財政全般に渡っての持ち寄り額にしているのか、そこらあたりについてはどうなのかなど。

そうであれば、それぞれの市町村のこの目的税の条例等の変更も出てくるというふうになるのではないかなど。ですので、やはりそこらあたりが、こういう協議会で最終的に財務部会あたりが財政調整基金を含め、それぞれの目的税、そこらあたりがあるのであれば、やはりそれぞれの市町村の持ち寄り等については早く出して、それぞれの市町村が、この国保の会計等については、それぞれ加入されている方、入っていない方、いろんな流れもありますので、できるだけそういう部分については、早く一つの方向性は出して欲しいなと思っております。

岩下晃治住民健康福祉部会長

今、言われました意見はもっともな意見でございますので、今後、財政部会等とも協議をしながら、なるべく早くそういう持ち寄り額等については考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

他にございませんか。

持ち帰りでございますので、また、いろいろとただいま出ましたようなご意見等も踏まえまして、いろいろと各団体でもご協議をいただきたいと存じます。

以上で提案第 15 号、国民健康保険事業の取扱いについての追加分についての協議を終わりたいと存じます。

ここで、あとまだ数件ございますので、10 分間休憩をしたいと思っております。次は 4 時 20 分から開会いたしますので、暫時休憩をいたします。

(休憩：午後 4 時 11 分～午後 4 時 22 分)

時間がまいりました。会議を再開したいと存じます。お席にどうぞ、おつき下さい。

では提案第 23 号、慣行の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会でございますが、提案第 23 号、慣行の取扱いについてでございます。

合併協定項目 18 号について、説明を申し上げます。

調整方針案でございます。

市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に以降後、速やかに制定する。

宣言につきましては、新市に移行後、1 年以内を目途に調整するものでございます。

3. 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰につきましては、合併時に、川内市の制度を基本に調整するものでございます。

ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民につきましては、その名誉を新市に引き継ぐものでございます。

190 ページでございますが、要旨・留意点、さらに提案の理由を掲げてございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

先進事例につきましては、4 例ほどお示しをしております。

192 ページをお開きいただきたいと思えます。

市章、市の木、市の花、市の鳥につきましては、新市に移行後、速やかに調整するという調整方針案でございます。

特に市町村の鳥でございますが、鳥につきましては、甕島 4 村につきまして、それぞれ村の鳥を指定をしてあるようでございます。これ等につきましても、新市に移行後、速やかに制定するものでございます。

開けていただきまして、宣言関係でございますが、宣言につきましては、川内市のほうで、川内市議会で、世界連邦平和都市宣言、さらには川内市のほうで、男女共同参画都市宣言をされております。他については宣言はございませんが、これにつきましては、新市に移行後、1 年以内を目途に調整するものでございます。

それからこの調整方針案の関係につきましては、200 ページまでございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

191 ページにお戻りいただきたいと思えます。

今後の協議スケジュールでございますが、10 月の 24 日までに各市町村協議における回答を待ちまして、幹事会第一次、第二次協議を行いまして、11 月の 26 日に協議会承認を求めるとでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第 23 号、慣行の取扱いについて、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご意見、何かございませんか。

特別にないようでございます。お持ち帰りいただきまして、また、いろいろとご協議を願いたいと存じます。

続きまして提案第 24 号、男女共同参画事業についてを議題といたします。事務局の説

明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。

男女共同参画事業の取扱いについて、ご説明いたします。資料の 201 ページでございます。

合併協定項目 23 - 1 号「男女共同参画事業の取扱い」につきまして、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定するとして、提案するものでございます。

202 ページをお開き下さい。

1 で協定項目の要旨・留意点といたしまして、男女共同参画社会の実現に向け、新市での条例制定や基本計画策定など事業実施を進める必要がございます。

2 で提案理由、3 で先進事例として 4 例を掲載しております。

4 で参考法令を抜粋してございます。

5 で今後のスケジュールといたしまして、11 月 26 日、本協議会でご確認いただくこととしております。

203 ページに川内市の基本条例の抜粋を掲載してございます。お目通しいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。

議案第 24 号、男女共同参画事業について、これから質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別になしということでございますので、これでこの 24 号については終わります。

続きまして提案第 25 号、広報広聴関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく企画財政専門部会でございます。

広報広聴関係事業の取扱いにつきまして、ご説明いたします。

資料の 204 ページでございますが、合併協定項目 23 - 4 号「広報広聴関係事業の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、

1 広報広聴のうち、(1)ご意見箱につきましては本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。(2)市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。

2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。

3 広報(広報紙発行)については、合併時に新たな制度等を制定する。(新たな広報紙として月2回発行する。)として提案するものでございます。

205 ページで、協定項目の要旨・留意点といたしまして、多様化した市民ニーズを反映した新市政の運営を行うにあたっては、的確な広報広聴活動を行う必要があります。

2で提案理由、3で先進事例5例を示してございます。

206 ページの4では、今後の協議スケジュールといたしまして、11月26日、本協議会でご確認いただくこととなっております。

207 ページでは、広報広聴、市政対話集会、広報紙発行について、各市町村の現状を記載しております。お目通しいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

提案第25号、広報広聴関係事業について、ただいま提案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございます。お持ち帰りいただきまして、また、詳細ご検討いただきたいと存じます。

引き続きまして提案第26号、情報公開制度についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会でございますが、提案第26号、情報公開制度につきまして、合併協定項目23-22号でございます。

調整方針案といたしましては、

1. 情報公開制度につきましては、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定するものでございます。

2. 市町村長の資産等の公開に関する条例につきましては、全ての市町村が同じ制度ため、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

211 ページでございますが、協定項目の要旨・留意点、さらには提案理由、それと協定先進事例を3例ほど掲げてございます。

213 ページから215 ページでございますが、それぞれ情報公開制度、さらには市町村長の資産公開に関する条例等について、横並びで掲載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

この関係につきましては、10月24日までに市町村の協議会回答を待ちまして、幹事会の一次協議、二次協議を行いまして、11月26日に協議会確認をお願いすることといたしております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第26号、情報公開制度について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。お持ち帰りいただきまして、また、それぞれご審議を賜りたいと存じます。

以上で提案事項が終わりました。

次に報告事項に入りたいと存じます。事務局の説明をお願いしますが、1番目、新市名称等検討小委員会の報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中憲夫新市名称等検討小委員会委員長

新市名称等検討小委員会の委員長の川内市の田中でございます。

第4回小委員会会議の報告をいたします。

会議は9月11日、委員18名のうち12名が参加し、協議を行いました。

協議事項は、応募作品の絞り込み方法についてということと、今後のスケジュールについての2件でございました。

会議の中で、応募作品の絞り込みにつきまして、委員として20点程度を選出したあとは、機械的に数値で進められていくのではないかという意見と、同数となった場合には協議が必要ではないかななどの意見が出されました。

いよいよ新市名称の募集は本日をもって締め切りとなります。今後、応募された作品の選定に入るわけでございますが、これからが小委員会としての重要な役割だと思っております。膨大な数の中から、各委員がまず20点程度を選出いたしまして、委員会としては最終的に協議会に5点程度提案する予定であります。

なお、応募作品の絞り込み方法、今後のスケジュールにつきましては、事務局次長をお願いするということで、第4回小委員会の報告とさせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。事務局のほうから、補足説明をお願いします。

川野眞司事務局次長

事務局でございます。

小委員会のほうで審議・承認いただきましたスケジュール選定方法につきまして、簡単にご説明いたします。資料が 216 ページでございます。

まず(2)番でございますが、本日、締め切りしました応募分につきまして、50音順、応募数により集計いたしました、そこに記載してございますような形で集計いたしました一覧表を、各委員のほうへ送付させていただきます。

(3)番でございますが、各委員におかれましては、選定基準に基づきまして、この一覧表の中から 20 点程度の絞り込みをしていただきます。

事務局におきまして、そのいただきました候補につきまして、上位 30 点程度に集計をいたしまして、(4)番でございますが、各委員の皆様におかれましては、この 30 点をもとに 20 点程度まで、10 月 14 日の第 5 回小委員会で絞り込んでいただくということにしております。

この際に、絞り込みにおきましては、まず協議をしていただきまして、結論を得られない場合には、×方式による投票による決定ということで、ご了承いただいております。

それから(6)番でございますが、この先ほど選びました 20 点の中から、第 6 回小委員会、第 7 回小委員会におきまして、その中から 5 点程度まで絞り込むということにいたしております。

この 5 点程度までの絞り込みにおきましても、まず協議をしていただきまして、結論が得られない場合は、×方式による投票という形でご了承いただいております。

なお、一番下でございますけれども、委員長は議長でございますけれども、5 点程度までの絞り込みの間におきましては、新市名称候補選定小委員会の委員として採決権を持つということで取り扱うということにいたしております。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま報告事項として、新市名称等検討小委員会の報告をいたしましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございます。ではこの項につきましては、以上のとおりいたします。

次に 2 番目、事務の進捗状況についてを議題といたします。関連がありますので、2 と 3 については一括して事務局で説明をお願いします。各班長の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

218 ページをお開き下さい。各班長のほうで説明をさせていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございます。第 3 号は 9 月末発送予定でございますして、第 4 回、第 5 回協議会分でございます。

ホームページにつきましては、9月22日現在、6,043件のアクセスがございました。

議事録作成につきましては、第4回議事録、9月下旬、第5回議事録を10月上旬発送予定でございます。

新市名称募集につきましては、募集期間が15年8月25日から9月25日まで、本日まででございます。23日火曜日までの募集状況につきましては、今回の分が3,593件の応募がございました。前回の分も合わせまして約5,200件の応募になります。名称種類につきましては、2,006件の種類が上っております。以上でございます。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。

中ほどの計画班のところにつきましては、先ほどのまちづくり計画のほうと重複いたしますので、省かさせていただいて、事務事業一元化関係について、ご報告を申し上げます。

9月1日から9月15日までの間に、専門部会延べ3回、分科会延べ32回開催しております。

その他、調整会議ということで、掲載してございますように、事務組織調整会議、地区コミュニティ調整会議、地域情報化調整会議等を開催し、また、議会議長会、農業委員会会長局長会議、例規作業部会、新市地域情報化計画の策定懇話会も開催をしております。

次期提案項目につきましては、10月7日、F群提案ということで、記載してあるとおりでございます。

続きまして219ページ、9専門部会の進捗状況につきましてでございます。

全部会共通事項としましては、議案の調整と事務事業の細部調整、それに例規一元化作業を各事務事業ごとに、各市町村の担当を決めながら、現在、取り組んでおります。

主なものについて申し上げますと、総務部会では、組織機構、消防団の取扱い等についての協議に取り組んでおります。

企画財政部会につきましては、地区コミュニティ協議会の考え方等々につきまして、調整会議等を開催し、取り組んでおります。

また、産業経済部会につきましては、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての協議をしてきております。

住民健康福祉部会につきましては、社協との合同の分科会等の開催が、今後、課題となっております。

また、電算情報部会につきましては、地域情報化の調整会議におきまして、新市のネットワークのあり方、システムの統合作業などを重点的に進めてきております。

また、議会・監査部会におきましては、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、議長会の開催を継続して協議を続けてきております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま事務の進捗状況、9 専門部会の進捗状況について、一括して説明をいたしました。何かご意見ございませんか。

ないようでございますので、次にまいります。

4 番目の一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

報告の一番最後が、一部事務組合に関することでございます。資料といたしましては、220 ページの、一部事務組合になっておりますが、説明いたしますページは 222 ページでございます。

前回、9 月 11 日の第 5 回法定協以降の動きにつきまして、222 ページの中段をご覧ください。

9 月 12 日が、前回、口頭説明いたしました、川薩地区、薩摩東部地区の両法定協の正副幹事長会議等の開催についての協議でございました。この正副幹事長会議につきましては、近く開催予定でございます。

それから 9 月 17 日は、県に出向きまして、9 月 9 日、薩摩郡東部衛生処理組合の 5 町助役会におきまして、衛生処理組合の事務局が示しました起債残高分の一括償還や、財産処分等についての内容につきまして、県との協議を行っております。

それから 9 月 19 日、県の町村会に出向きまして、町村会関係の関わります一部事務組合につきまして、現時点の調整方針を伝えまして、引き続き協議を続けることを確認しております。

最後に一部事務組合の取扱いにつきましては、これから管理者協議等を開催しまして、予定どおり 10 月 7 日に一括提案したいと考えております。報告は以上でございます。

森卓朗会長

一部事務組合につきまして、ただいま報告をいたしました。何かご意見ございませんか。

特にないようございますが、薩摩東部地区とのいろんな協議につきましては、これから近日中に助役会議、幹事会、あるいはまた管理者同士の協議会まで持ってまいりたいと考えているところであります。ごみ、し尿、火葬、それから消防の問題、ございますので、それに介護保険ですね。協議をしまいたいと考えております。

特別に一部事務組合についても、ご意見、ご質問ないようございますので、次の項目に入っていきます。

その他、委員の皆様方から何かございませんか。

上野一誠委員

ちょっと確認ですけれども、ちょっと宙に浮いているというふうに思いますので、そのことをちょっとお尋ねしたいんですが、まず地域審議会の有無なんですけれども、このことが合併の説明会では、地域審議会を設置をして、そしてその声を十分反映していくんだという、いろんなそういう説明が行われておりましたが、ここに至っては、国の方針等もあるんでしょうけれども、そのことが地区コミュニティという形で役割を果たしていくのか、この組織、先ほど事務組織のいろいろ形態の中にも、そういう位置づけもされてないし、この川薩の中で、もう地域審議会は作っていかないのか、あるいはそれをどういう取扱いにしていくのかという、今後、もういろいろと煮詰まっていく段階で、そういう方向性というものは、どういうふうにお考えなのか、そのことをちょっと確認したいと思うんですけれども。

田中良二事務局長

基本的に合併後の地区、校区、単位公民会の活性化はいかにあるべきかという議論でございまして、昨年までは確かに総務省のパンフレットを見ましても、地域審議会というのが合併特例法に基づきまして設置できるという規定がございます。

現在のその後の動きでございますけど、ご案内のとおり、地方制度調査会におきまして、4月30日に中間報告がされ、さらにこの11月に最終答申がなされるということで、その中でも地域審議会に触れられた自治組織のことが課題になっております。

現在、考えておりますのは、そういう国のほうにおかれましても、合併前後の地域課題として、地域審議会のあり方に課題があるから審議されているというふうな認識でおります。

それからこの取扱いにつきましては、現在、事務局のほうで取りまとめておりますのは、広聴会等でもなおその意を強くしたんですけれども、住民の中には確かに地域審議会のそういう要望も単体ではございます。しかしながら、現時点で思いますのは、現在ある集落、公民会、あるいは地区、校区単位の組織、あるいは補助金等はどうなるかということで、今ある組織の活性化、充実が望まれるということで、課題にしております。

それで、新市まちづくり計画の中にあリましては、現在の単位公民会、あるいは地区、校区単位を包括する地区コミュニティ協議会が望ましいのではないかとというふうに考えております。

それで、あとこの11月の地方制度調査会の内容がどのようになるかということが非常に重大な関心があるわけですが、これもご案内のとおり、地域組織のあり方につきましては2通り提案がございまして、行政区的なタイプと、特別地方公共的なタイプということで、地域審議会は前者のほうに出されております。

したがいまして、国のほうでも合併後のこの地域組織のあり方について、明確な指針が

出されておられませんので、事務局としても16年度以降、17年度以降、地域審議会のあり方がこうだと言えないという立場にあることは、ご理解いただきたいと思います。

それで、重複になりますけれども、現時点、国のほうでもそのような重要な審議が進んでいる以上、この法定協の事務局としましては、今ある地区、校区の活性化ということで、地区コミュニティ協議会の充実で、地域審議会に代わるべき役割がないかということを検討していきたいと考えております。

それから今後のこの法定協全体の進め方の問題にもなるんですが、前回の幹事会では申し上げたんですけれども、そういう単発と言いますか、新規の提案に関すること、あるいは提案議案、あるいは計画内容に対する修正につきましては、是非、役場内部、あるいは議会の意見を各市町村の合併対策課長のほうで取りまとめて、是非とも幹事会のほうに公式議題として出していただいて、幹事会のほうで直前法定協の議案に馴染むのであれば、この場で、私のほうの事務局のほうで、こういう提案がございましたが、これを取り込むか否かということの審議を皆さんにお願いしたいと思っております。以上でございます。

上野一誠委員

事務局の見解は一応わかるんですが、一応、11月にそういう方針、最終方針が出た段階で、今の状態ではもうその地域審議会は設置しないという、やっぱりお考えが強いように思うわけですが、したがって、やはり住民説明会でそのような説明をしている以上は、やはりこの協議会では、一つの議題として、やはり最終答申が出された後でもいいんですけれども、やはりそれをすべきだという声が我々議会の中でも出ているものですから、一つのこれはむしろそっちから上げて事務局に上げよということではなくて、むしろ事務局からそういう形を、議題としてどうなんだろうかという判断を仰ぐような、やっぱり形に持っていったらいいというふうに思うんですけれども、その中で地域審議会については、協議会ではこういう議論をして、地域コミュニティでいいのではないかという、あるいは判断をこういうふうに判断したという形を、私は取ってもらべきだというふうに思うんですが。

田中良二事務局長

少し説明を補足させていただきます。

片方のことしか申し上げなくて申し訳ございませんでした。

横断的調整項目につきましては、調整会議を作っておりますので、組織に関わります調整会議におきまして、本日は組織の追加事項でございましたが、ただいま上野委員からございましたように、地方制度のあり方につきましても、地域審議会を含む地方制度のあり方につきましても、組織調整会議の大きな仕事でございますので、当然、総務専門部会と法定協事務局とが連携して、こちらのほうからも正式な議題として協議を進めていきます

ので、ご理解をお願いします。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

上野委員がご発言になっておられますことにつきましては、どこかの首長さんのほうから、いわゆる地方審議会、これは公選制度にしてやっていくとか、いろいろ自分なりの案を出しておられる所もあります。先般、新聞にも載っておりましたけれども。地方制度調査会、国の関係のそういう答申等も出てまいりましたら、場合によっては法律の一部改正もなされて、そして取り組んでいかなければならないかも知れませんが、いずれにいたしましても、合併して、その地域が過疎化し、あるいはまた活性化が進まないということであればいけませんし、やはり地域の自立した活動というものは、大いにこれからも活かし、いかなければいけないと思いますので、今、上野委員が発言されました点等につきましては、これから組織の部会での検討も範疇に入っているということでございますので、忘れないようにしながら、また次の会議、その次の会議の中で、国の動きを見まして、ご説明を申し上げてまいりたいと存じますので、ご了承いただきたいと存じます。

他にございませんか、その他。

委員の皆さん方から特別なければ、事務局のほうから何かございませんか。

川野眞司事務局次長

今回の協議会の開催日程等について申し上げます。資料が223ページから後になります。

まず223ページでございますが、次回、第7回協議会を10月7日、樋脇町で予定しております。新市まちづくり計画原案の審議、それから合併協定項目F群の提案を予定いたしております。

それから224ページでございますが、今後の協議スケジュールを載せてございます。ちょうど真ん中ほどになりますけれども、本日提案いたしましたE群につきましては、10月24日が各市町村の回答期限というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

それから225ページでございますが、合併協定項目の協議状況でございます。本日、協議会までの提案状況、協議状況について、まとめた表でございます。後ほど、お目通しをお願いしたいと思います。

日程等については以上でございますが、協議会だよりについて、もう1点、連絡事項がございますので、お願いします。

古川英利計画班長

総務専門部会と共同で、事務組織の調整会議を担当しています、計画班、古川でございます。

本日、追加提案いたしました提案第 14 号、組織図につきましては、来週配布予定の協議会だより第 3 号に掲載する予定でございますが、その一部に錯誤、表記の間違ひがあることが判明いたしました。事前にお知らせしますと共に、お詫び申し上げます。申し訳ございません。

協議会だより第 3 号は、4 万部を今、刷り上がった状態で、市町村に発送する直前という状況でございます。今後の対応など、詳細につきましては、関係市町村の合併対策課のほうにお知らせいたしますので、よろしくお取り計らい下さいますよう、お願いいたします。説明は以上です。

森卓朗会長

何か、今、説明がございました点等につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。ないようでございます。以上で全部の日程が終わったわけですね。

長時間に渡りまして、慎重審議をいただきました。今日は活発なご意見、ご質問等も出まして、大変、実り多き会議であったと存じます。

本日出ましたご意見等につきましては、また、事務局のほうでも調整をいたしまして、次回にまたご報告できるものはご報告をしまいたいと存じます。

本当にこれから、いよいよ総論賛成、各論についてはいろいろご意見がたくさん出てくるとお思いますので、審議も大変な状況下に置かれるのではないかとおと思いますが、できるだけお互い、結論をこの協議会の中で出して、新しい新市が発足いたします時に、課題をたくさん残さないように、お互いに譲り合って調整できるところは調整して結論を出してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

本日は大変、長時間に渡りまして、慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。これで座長の役目を終わらせていただきます。

司会者（川野眞司事務局次長）

以上をもちまして、第 6 回川薩地区法定合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長